

農用地区域からの除外について

農用地区域から除外する場合は、次の「除外の要件」をすべて満たしている必要があります。

また、農地法、都市計画法、森林法、建築基準法などの他法令による許認可等の見通しがあり、十分な事業計画があることが必要です。

●除外の要件

【1号要件】農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと。

- ①【農地計画の具体性】農用地区域からの除外後、直ちに農用地区域以外の用途に利用されるか。
- ②【規模の妥当性】開発を必要とする規模は妥当か。
- ③【代替性】農用地以外の土地を選定できない理由はあるか。
(用途地域→農振白地→農振農用地の順で適正な土地選定がされているか)
- ④【関係法令の許可等】関係法令に係る許可等の見込みはあるか。

【2号要件】農用地区域内の地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

【3号要件】農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ①農用地を細断することのない農用地区域の縁辺部や集落が介在している地域にあるか。
- ②当該地の除外により、効率的な営農活動に必要な農地の連帯性に支障は生じないか。
- ③当該地の除外により、日照や通風、雨水排水の放流に関して悪影響は生じないか。

【4号要件】農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

【5号要件】農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ①ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障が生じないか。

【6号要件】土地改良事業等の工事が完了した翌年度から起算して8年が経過していること。

<除外ができない例>

- ・十分な土地利用計画がなく、単に土地を売買したい。
- ・今後（将来）のためにとりあえず除外しておく。
- ・開発により周辺の農地に多大な影響を及ぼすおそれがある。

・土地改良事業等が完了して8年を経過していない。

※上記以外にも除外が難しい場合があります。

●受付時の注意

・提出書類はできるだけA版でお願いします。ただし、登記簿謄本など、やむを得ないものは除きます。

・原本のほかに副本1部（コピー可）を添付してください。

・提出書類をすべて添付してください。

・期限は厳守してください。期限をすぎたものは一切を受付しません。

●受付後の注意

・事業内容、目的、土地利用予定者等の変更、面積の大幅な変更など、当初申出の内容に変更が生じた場合は、申出手続きを次回の受付からやり直すことになります。

●他法令との調整

他法令との調整が必要となると見込まれる時は、関係各課にご相談ください。

①農地法・農地転用関係 農業委員会 農地調整係 0287-23-8716

②開発関係 都市計画課 開発指導係 0287-23-8758

③森林法関係 農林整備課 林業振興係 0287-23-8012

④建築基準法関係 建築住宅課 指導係 0287-23-1178

⑤市道関係 道路課 管理係 0287-23-8717

※その他ご不明な点がある場合は、農政課農政係までご相談ください。